

○独立行政法人福祉医療機構旧優生保護法補償金等支払等業務方法書

(令和元年5月7日厚生労働大臣認可)

改正 令和5年4月1日内閣総理大臣認可

改正 令和7年1月10日内閣総理大臣認可

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 補償金等の支払(第4条―第9条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)附則第5条の3第1項に規定する業務(以下「旧優生保護法補償金等支払等業務」という。)の方法を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第2条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあつては、変更の認可を受けた中期計画)によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、旧優生保護法補償金等支払等業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

2 機構は、こども家庭庁と緊密な連携を保ち、旧優生保護法補償金等支払等業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

第2章 補償金等の支払

(補償金等の支払)

第4条 機構は、機構法附則第5条の3第1項の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号。以下「旧優生保護法補償金等支給法」という。)第39条に規定する補償金等(旧優生保護法補償金等支給法第35条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。以下単に「補償金等」という。)の支払を行う。

(支払情報の受領)

第5条 機構は、こども家庭庁から補償金等の支払対象者に関する情報(以下「支払情報」という。)を受領したときは、支払情報に補償金等の支払に当たって必要な事項が記載されていること等を確認する。

2 機構は、前項の支払情報に不備がある場合、その不備内容をこども家庭庁に照会する。

(支払の方法)

第6条 機構は、前条第1項の規定により支払情報を受領したときは、当該支払対象者に対する補償金等の支払を、原則として、その者が申し出た金融機関の口座に払い込むことにより行う。

(支払の通知)

第7条 機構は、補償金等を支払ったときは、補償金等の支払対象者に補償金等支払通知書を送付する。

(補償金等支払台帳)

第8条 機構は、補償金等支払台帳を備え、補償金等の支払を受けている者ごとに、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 旧優生保護法補償金等支給法第4条、第11条及び第16条に定める補償金等の額

- (2) 旧優生保護法補償金等支給法第 35 条各号に定める診断書の作成に要した費用
- (3) 支払情報を機構が受領した日
- (4) 補償金等の支払日
- (5) その他補償金等の支払を受けた者に関する必要な事項
(補償金等の支払状況等の報告)

第 9 条 機構は、こども家庭庁に対して、別に定めるところにより補償金等の支払状況等を報告する。

附 則

この業務方法書は、令和元年 5 月 7 日から施行し、平成 31 年 4 月 24 日から適用する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日内閣総理大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 1 月 10 日内閣総理大臣認可)

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、令和 7 年 1 月 17 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行前に変更前の規定により行った手続きその他の行為は、この業務方法書の一部変更の施行後は、変更後の相当規定により行った手続きその他の行為とみなす。